

## 防火対象物特例認定・防災管理特例認定に係る事務処理要領

### (趣旨)

第1 この要領は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の3の規定に基づく「防火対象物点検報告の特例認定」及び法第36条第1項において準用する法第8条の2の3の規定に基づく「防災管理点検報告の特例認定」（以下「特例認定」という。）に係る事務処理について、千葉市火災予防事務処理規程（昭和59年千葉市消防局訓令（甲）第12号）に定めるほか、必要な事項を定める。

### (申請等)

第2 管理権原が分かれている防火対象物に係る防火対象物点検報告特例認定申請書又は防災管理対象物に係る防災管理点検報告特例認定申請書（以下「特例認定申請書」という。）は、当該防火対象物を代表する管理権原者等が努めて一括して申請するよう指導するものとする。

2 特例認定申請書に添付書類の不備がある場合は、相当の期間を定めて特例認定申請書の補正を求めること。

### (添付書類)

第3 特例認定申請書に添付する書類は、防火対象物使用開始届出書、登記簿謄本、賃貸借契約書、営業許可証、前回の（認定・不認定）通知書、消防計画の変更届等のいずれかにより、防火対象物の管理を開始した日が確認できる書類の写しとすること。

### (検査)

第4 特例認定の検査は、別表1「防火対象物点検の特例認定に係る検査項目等」及び別表2「防災管理点検の特例認定に係る検査項目等」に掲げる検査項目のうち、該当する項目について、書類確認及び現地調査により行うものとする。

2 書類確認及び現地調査は次により行うものとする。

(1) 書類確認において、検査項目に適合しない事項を確認した場合は、不認定とすることができる。

(2) 現地調査において、検査項目に適合しない事項を確認した場合は、千葉市予防査察規程（平成28年千葉市消防局訓令（甲）第8号。以下「査察規程」という。）第23条に基づく立入検査結果通知書を交付するとともに、査察規程第25条に基づき改修（計画）報告書の提出を求めるものとする。

(3) 改修（計画）報告書により改修又は改修予定日とされた時点で、再検査を行う

ことができる。

(認定又は不認定の効力)

第5 認定又は不認定は、その決定した日から効力を発する。

(通知書の交付)

第6 認定又は不認定の決定を行ったときは、その旨を(認定・不認定)通知書(以下「特例認定等通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、消防署の窓口で申請者に直接行うものとする。ただし、特別な事由があると署長が認めた場合はこの限りでない。

(管理権原者の変更)

第7 管理権原者が法人の場合で、名称又は代表者のみの変更の場合は、変更届出書の提出は要しないものとする。

(失効)

第8 特例認定を受けた防火対象物が、3年を経過する前に、再度特例認定の申請を行った場合は、本来の失効期日に達しない場合であっても、当該申請に基づく特例認定の決定又は不認定の決定がされた日に効力を失う。ただし、決定が本来の失効期日以降となる場合は、その決定の日まで効力は失わないものとする。

2 防火対象物が用途変更により法第8条の2の2第1項又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に該当しなくなった時点で、特例認定は失効するものとする。

(特例認定の取消し)

第9 法第8条の2の3第6項又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定により特例認定の取消しを行う場合は、査察規程第52条の規定により処理を行うものとする。

(聴聞)

第10 特例認定を取り消す場合は、査察規程第42条の規定により聴聞を行うものとする。

(過料事件の通知)

第11 法第8条の2の3第5項又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項の規定に基づく変更の届出を怠った者に対し、過料をもって処すべきと認められる場合は、査察規程第55条の規定により過料事件の通知を行うものとする。

(認定証の表示等)

第12 防火優良認定証又は防災優良認定証(以下「認定証」という。)は、関係者(所

有者、管理者、占有者)が自らの負担により準備し、表示についても自らの責任で行うものとする。

(表示の期間)

第13 認定証は次のいずれかに該当する場合は、表示することができない。

- (1) 特例認定等通知書を受けた日から3年が経過した場合
- (2) 管理権原が分れている防火対象物で、当該特例認定を受けている防火対象物の部分のうち、いずれかの特例認定が失効した場合
- (3) 特例認定の取消し処分を受けた場合
- (4) 防火対象物が、防火対象物点検及び防災管理点検の双方の対象となっている場合は、それぞれの特例認定に係る検査項目等を満たしていない場合

(特例認定後の確認)

第14 特例認定を受けた防火対象物で必要があると認めた場合には、適宜立入検査を実施し、法第8条の2の3第1項第3号又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号の適合状況を確認するものとする。

2 特例認定を受けた防火対象物が、法第8条の2の3第6項各号又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項各号に掲げる要件に該当すると認められる場合は、第9に規定する特例認定の取消しを行うものとする。

(表示の除去等)

第15 法第8条の2の3第8項又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第8項の規定による表示又は紛らわしい表示が付されているものについては、口頭又は書面により表示の除去等を命ずることができる。

(標準処理期間)

第16 行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づく特例認定に係る標準処理期間は、特例認定申請書が消防署予防課に到達した日の翌日から起算し、30日とする。

(特例認定等通知書の再交付)

第17 特例認定等通知書を受けた防火対象物の管理権原者から、特例認定等通知書の亡失又は滅失等の理由により、再度特例認定等通知書の交付を求められた場合は、再交付することができる。

2 防火対象物点検に係る特例認定等通知書の再交付申請書(様式第1号)又は防災管理点検に係る特例認定等通知書の再交付申請書(様式第2号)により再交付の申請があった場合は、千葉県消防公文書取扱規程(平成5年千葉県消防局訓令(甲)第2号)第11条に基づく処理を行うとともに、千葉県火災予防事務処理規程(昭

和59年千葉県消防局訓令（甲）第12号）の様式第3号に定める点検報告特例認定申請受付処理簿の備考欄に、「再交付」である旨及び「再交付年月日」を記載した後、特例認定等通知書を交付するものとする。

附 則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

令和元年7月1日付31消予第608号による改正後の要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

令和3年3月31日付2消予第1809号による改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 防火対象物点検の特例認定に係る検査項目等

検査項目	判定基準	根拠条文
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法第8条の2の2第1項に該当する防火対象物（以下「申請防火対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	消防法第8条の2の3第1項第1号
命令の有無	申請日前の3年以内において消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項の規定に基づく命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	消防法第8条の2の3第1項第2号イ
命令事由の有無	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項の規定による命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。	
取消しの有無	申請日前の3年以内において消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	消防法第8条の2の3第1項第2号ロ
取消し事由の有無	消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。	
消防法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	消防法第8条の2の3第1項第2号ハ
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	
消防法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した消防法第8条の2の2第1項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	消防法第8条の2の3第1項第2号ニ
防火管理者選任（解任）届出書の有無	消防法施行規則第3条の2第1項の届出がされていること。	
消防計画作成（変更）届出書の有無	消防法施行規則第3条第1項の届出がされていること。	
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、消防法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、消防法施行規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、消防法施行規則第3条第3項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	
大規模地震対策特別措置法の指定	申請対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防火対象物である場合は、消防法施行規則第3条第4項に定める事項が、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	
消防計画の実施	消防法施行規則第3条第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
自衛消防組織の業務の実施	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、消防法施行規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
共同自衛消防組織の決定	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、消防法施行令第4条の2の5第2項の規定により、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、消防法施行規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	消防法第8条の2の3第1項第3号
訓練の実施回数	消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。	
訓練の事前通報の有無	消火及び避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	
統括防火管理者選任（解任）届出書の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、消防法施行規則第4条の2の届出がされていること。	
全体についての消防計画作成（変更）届出書の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、消防法施行規則第4条第1項の届出がされていること。	
避難上必要な施設等の維持管理	消防法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	
防災対象物に対する表示	防災対象物に、防災性能を有している旨の表示がされていること。	
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い（貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。）の届出（消防法第9条の2第1項ただし書きに規定する場合を除く。）がされていること。	
消防用設備等の設置及び維持	・消防用設備が、消防法第17条、第17条の2及び第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準に従って設置し、維持されていること。 ・消防用設備等の設置に当たり、消防法施行令第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたとときの条件を全て満たしていること。	
設置届出書の有無	消防法第17条の3の2の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること。	
消防法第17条の3の3による点検及び報告の実施	・昭和50年4月1日付消防庁告示第3号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。 ・消防法施行規則第31条の6第2項第1号に規定する期間ごとに報告されていること。	
千葉県火災予防規則第30条の3で定める基準への適合	千葉県火災予防規則第30条の3で定める基準に適合していること。	

備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

## 防災管理点検の特例認定に係る検査項目等

検査項目	判定基準	根拠条文
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法（以下「法」という。）第36条第1項に該当する建築物その他の工作物（以下「申請防災管理対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第1号
命令の有無	申請日前の3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号イ
命令事由の有無	法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。	
取消しの有無	申請日前の3年以内において法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ロ
取消し事由の有無	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。	
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則（以下「規則」という。）第51条の1第2第2項において準用する規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ハ
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に規定する点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ニ
防災管理者選任（解任）届出書の有無	規則第51条の9の届出がされていること。	
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	規則第51条の8第1項の届出がされていること。	
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令（以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	
防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第2項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	
管理権原を有する範囲	建築物その他の工作物（以下「防災管理対象物」という。）で管理について権原が分かれている場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第3項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防災管理対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防災管理対象物である場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第4項に定める事項が、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	
防災管理に係る消防計画の実施	規則第51条の8第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号
自衛消防組織の業務の実施	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、規則第51条の10第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
共同自衛消防組織の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、令第4条の2の5第2項の規定により、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、規則第51条の10第2項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
訓練の実施回数	避難訓練を年1回以上実施していること。	
訓練の事前通報の有無	避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	
統括防災管理者選任（解任）届出書の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあっては、規則第51条の11の3において準用する規則第4条の2第1項の届出がされていること。	
全体についての消防計画作成（変更）届出書の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあっては、規則第51条の11の2において準用する規則第4条第1項の届出がされていること。	
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	

備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請防災管理対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

(認定・不認定) 通知書再交付申請書

年 月 日

千葉市 消防署長

申請者

住所 \_\_\_\_\_

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

連絡先電子メールアドレス  
\_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

下記の防火対象物に対する消防法第 8 条の 2 の 3 第 3 項の規定による (認定・不認定) 通知書の再交付を申請します。

記

防 火 対 象 物	所 在 地		
	名 称		
	用 途		令別表第一 ( ) 項
	認 定 年 月 日		認定番号 第 号
	管理権原者変更の有無	有 ・ 無	
再 交 付 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番としてください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

（認定・不認定）通知書再交付申請書

年 月 日

千葉市 消防署長

申請者

住所

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

下記の防火対象物に対する消防法第 3 6 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 第 3 項の規定による（認定・不認定）通知書の再交付を申請します。

記

防 火 対 象 物	所 在 地		
	名 称		
	用 途		令別表第一（ ）項
	認 定 年 月 日		認定番号 第 号
	管理権原者変更の有無	有 ・ 無	
再 交 付 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番としてください。  
 2 ※印欄は、記入しないでください。